

平成 27 年 4 月分（6 月受け取り分）からの年金額の改定について

2015 年 7 月 1 日

平成 27 年 4 月分（6 月 15 日支払分※1）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス 0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス 0.9%）をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9%の増額となります。

1. 公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成 27 年度の年金額は、賃金上昇率（2.3%）が物価上昇率（2.7%）よりも小さいため、賃金上昇率（2.3%）によって改定されます。

2. また、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置（物価スライド特例措置）が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律が平成 24 年 11 月に成立したため、平成 25 年 10 月からマイナス 1.0%、平成 26 年 4 月からマイナス 1.0%が行われ、残った差の解消として平成 27 年 4 月にマイナス 0.5%が行われます。

3. さらに、現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド（マイナス 0.9%）による年金額調整が開始されるため、平成 27 年 4 月分（6 月受け取り分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス 0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス 0.9%）をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9%の増額となります。

マクロ経済スライド

少なくとも 5 年に 1 度の財政検証の際、おおむね 100 年間の財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始します。年金額は通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えていきますが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑えることとします。この仕組みをマクロ経済スライドといいます。

その後の財政検証において年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、年金額の調整を終了します。

なお、このマクロ経済スライドの仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用しますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると名目額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます。したがって、名目の年金額を下げることはありません。賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、調整は行いません。したが

って、賃金や物価の下落分は年金額を下げますが、それ以上に年金額を下げることはありません。

Q. 賃金の上昇率が 2.3%であるにもかかわらず、平成 27 年 4 月分からの年金額の増額が 0.9%なのはどのようにしてですか。

2015 年 4 月 1 日.

A お答えします

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、これに加えて平成 27 年 4 月分からの年金額改定では、以下のことが行われます。

(特例水準の解消)

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置(物価スライド特例措置)が講じられたため、法律が本来想定していた年金額(本来水準)に比べ、2.5%高い年金額(特例水準)が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律が平成 24 年 11 月に成立したため、平成 25 年 10 月からマイナス 1.0%、平成 26 年 4 月からマイナス 1.0%が行われ、残った差の解消として平成 27 年 4 月にマイナス 0.5%が行われます。

(マクロ経済スライド)

平成 16 年の年金制度改正において導入された「マクロ経済スライド」による調整が開始されます。これは、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう物価や賃金の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みであり、平成 27 年 4 月にマイナス 0.9%の調整が行われます。

この結果、平成 27 年 4 月分(6 月 15 日支払分)の年金額からは、賃金上昇率(2.3%)に特例水準の解消(マイナス 0.5%)及びマクロ経済スライドによる調整(マイナス 0.9%)をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9%の増額となります。

※厚生年金の報酬比例部分について、一部の方(原則として昭和 12 年度以降生まれの方)はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は 0.9%よりも高い増額となります。

※厚生年金の報酬比例部分について、一部の方(原則として昭和 12 年度以降生まれの方)はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は 0.9%よりも高い増額となります。

Q. 賃金や物価の上昇率が小さい場合でもマクロ経済スライドは行われるのですか。

2015 年 4 月 1 日

A お答えします

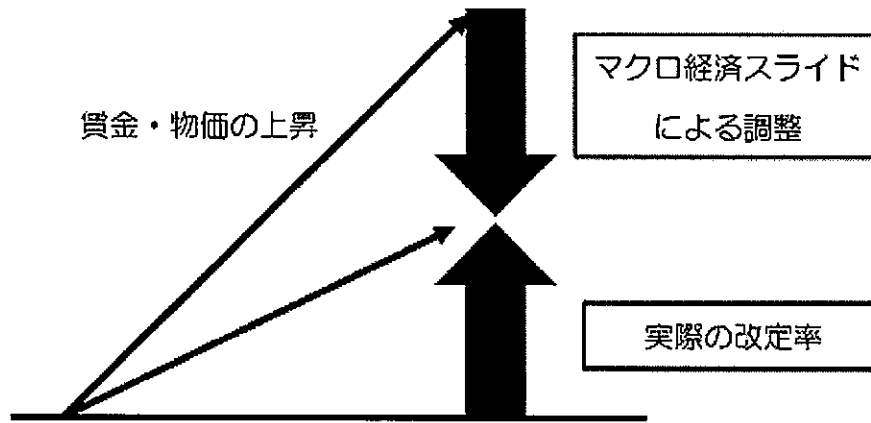
マクロ経済スライドによる調整は、ある程度賃金や物価が上昇した場合にはそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます(この場合、結果として年金額の改定は行われません)。

また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額

を下げることになります。

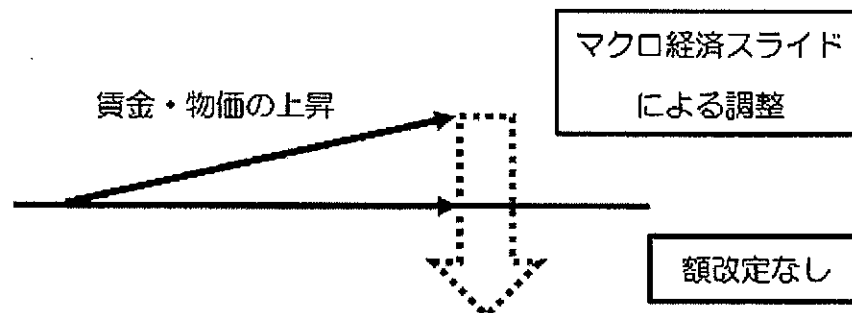
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



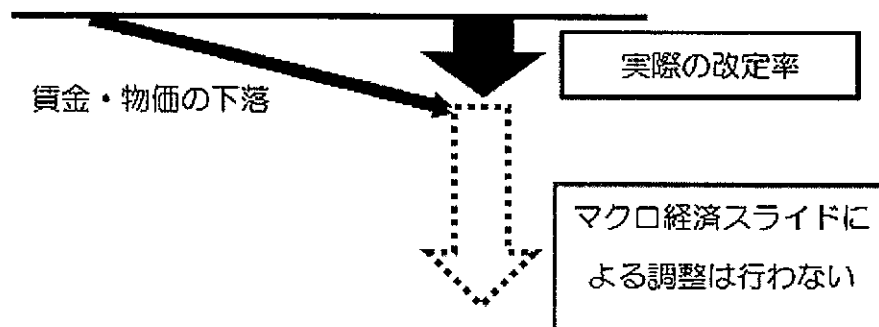
〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



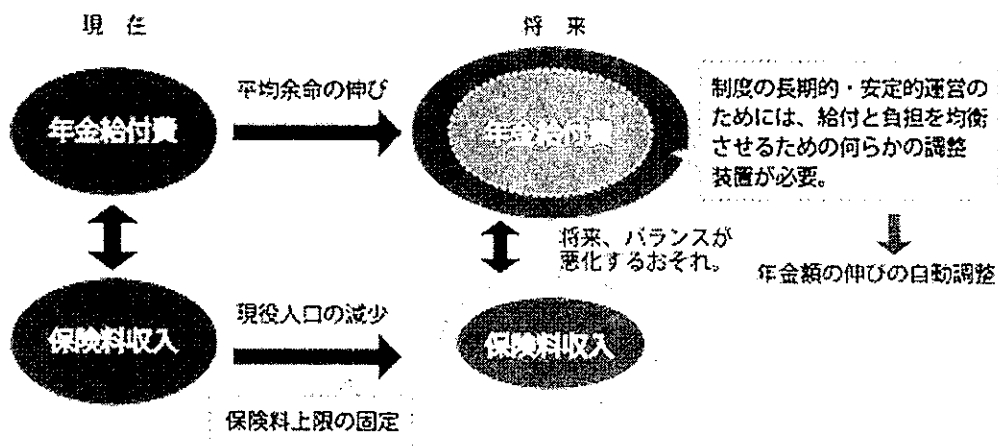
マクロ経済スライド導入の経緯

平成 16 年に改正する前の制度では、将来の保険料の見通しを示した上で、給付水準と当面の保険料負担を見直し、それを法律で決めていました。しかし、少子高齢化が急速に進む中で、財政再計算を行う度に、最終的な保険料水準の見通しは上がり続け、将来の保険料負担がどこまで上昇するのかという懸念もありました。

そこで、平成 16 年の制度改正では、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないように、保険料水準がどこまで上昇するのか、また、そこに到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で決めました。また、国が負担する割合も引き上げるとともに、積立金を活用していくことになり、公的年金財政の収入を決めました。

そして、この収入の範囲内で給付を行うため、「社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入したのです。この仕組みを「マクロ経済スライド」と呼んでいます。

<年金給付費と保険料収入のバランスの変化のイメージ>



(1) 基本的な考え方

年金額は、賃金や物価が上昇すると増えていきますが、一定期間、年金額の伸びを調整する（賃金や物価が上昇するほどは増やさない）ことで、保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に公的年金の財政を運営していきます。

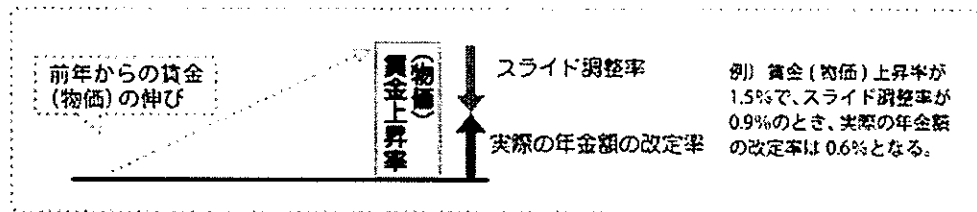
5年に一度行う財政検証のときに、おおむね 100 年後に年金給付費 1 年分の積立金を持つことができるように、年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）を見通しています。

その後の財政検証で、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる（マクロ経済スライドによる調整がなくても収支のバランスが取れる）場合には、こうした年金額の調整を終了します。

(2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

マクロ経済スライドによる調整期間の間は、賃金や物価による年金額の伸びから、「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定します。「スライド調整率」は、現役世代が減少し

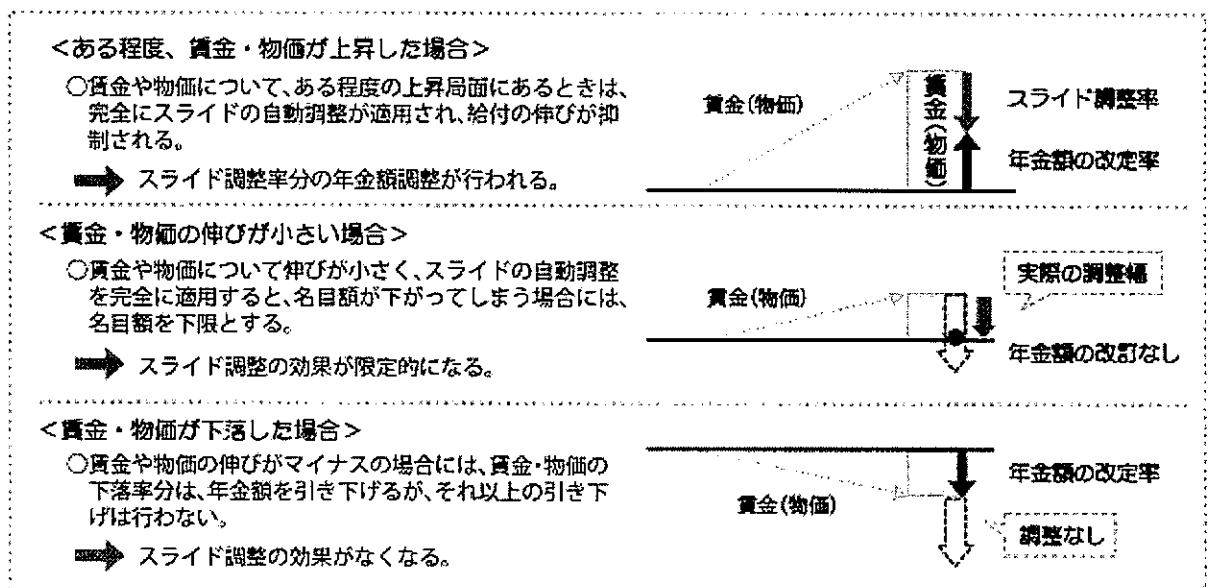
ていくことと平均余命が伸びていくことを考えて、「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」で計算されます。



○『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

(3) 名目下限の設定

現在の制度では、マクロ経済スライドによる調整は「名目額」を下回らない範囲で行うことになっています。詳しい仕組みは、下の図をご覧ください。



(4) 調整期間中の所得代替率

マクロ経済スライドによる調整期間の間は、所得代替率は低下していきます（所得代替率について詳しくは、「[所得代替率の見通し](#)」をご覧ください）。調整期間が終わると、原則、所得代替率は一定となります。

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{男子被保険者の平均手取り収入}}$$

← 賃金上昇率-スライド調整率で変動 (調整期間中) } 調整期間中は所得代替率が低下する。
 ← 賃金上昇率で変動

<スライドの自動調整と所得代替率>

